

ChaCha Children Kakinokidai 運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人 ChaCha Children & Co. が設置するこの施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ChaCha Children Kakinokidai
- (2) 所在地 神奈川県横浜市青葉区柿の木台 7-5

(施設の目的及び運営方針)

第2条 ChaCha Children Kakinokidai (以下、当園という。) は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては入所する乳児及び幼児 (以下、園児という。) の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 (平成 26 年 9 月 25 日条例第 48 号。以下「市運営基準条例という。)」」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
2 号・3 号	12 人	30 人	33 人	35 人	35 人	35 人	180 人

(提供する保育等の内容)

第4条 当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとする。

(1) 特定教育・保育の提供

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針、及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

(2) 食事の提供

(3) 子育て家庭に対する支援

(4) 延長保育事業

(5) 一時預かり事業

(6) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 当園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のと

おりとする。ただし、職員の配置については、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号。以下「市設備基準条例」という。）で定める配置基準以上で、かつ横浜市で保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(1) 園長 1名（常勤専従）

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士 1名（常勤専従）

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 28名以上

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 栄養士 1名

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(5) 調理員 3名以上

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6) 看護師 必要により看護師を1名配置する。

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(7) 事務員 必要により事務員を1名配置する。

事務員は、保育所の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務に従事する。

（保育・教育を提供する日）

第6条 保育・教育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）および祝祭日を除く。

（保育・教育を提供する時間）

第7条 保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は7時00分から7時30分および18時30分から20時00分までの範囲内で延長保育を実施する。ただし、土曜日の延長保育は7時00分から7時30分のみとし、18時30分以降の延長保育は実施しない。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、平日は7時00分から8時30分および16時30分から20時00分までの範囲内で、延長保育を実施し、土曜日は7時00分から8時30分および16時30分から18時30分ま

での範囲内で、延長保育を実施する。

(3) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時00分から午後20時00分まで
土 午前7時00分から午後18時30分まで

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 当園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市区町村に対し、当該市区町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

- 2 当園は、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。
- 3 前各号の定めに関わらず、市区町村の定める条例及び規定により免除される費用についてはこの限りではない。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

- 2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
- (2) 支給認定保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、保育・教育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、近隣の病院又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、区子ども家庭支援課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用子どもに対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の

関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、市運営基準条例第25条に規定する行為をいう。
- 3 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区こども家庭支援課・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第14条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第15条 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、当園のアレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。
- 4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
- 5 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、区こども家庭支援課にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

第16条 当園では、子どもに対して、市設備基準条例に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(支給認定保護者に対する支援)

- 第17条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその支給認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもや支給認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。
- 2 当園は、支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、支給認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

- 第18条 当園は、市運営基準条例第16条及び横浜市における保育所の業務の質の評価に関する要綱（平成25年4月こ保運第3738号）に規定する保育・教育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育・教育の質の向上を目指す。
- 2 保育士等の自己評価及び保育所の自己評価については、年1回は行い、保育所の自己評価については、その結果を公表する。
 - 3 市運営基準条例第16条に規定する外部による評価については、横浜市福祉サービスの第三者評価を5年に1回受審し、その結果を公表する。

(秘密の保持)

- 第19条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。
- 2 地域子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
 - 3 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。
 - 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

- 第20条 当園は、保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。
- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 保育・教育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した保育・教育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 保育所児童保育要録 | 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存 |

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

一部改訂 令和元年 10 月 1 日
一部改訂 令和 4 年 4 月 1 日
一部改訂 令和 5 年 4 月 1 日

別 表

1 保育・教育の提供に要する実費に係る利用者負担金

※詳細は「保育園のしおり(重要事項説明書)」を参照

受領する費用の種類	支払を求める理由	金 額
利用料	※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償	
給食費(主食代・副食代)	3歳児以上の児童に提供する主食代・副食代を実費でご負担いただきます	主食代 (月額) 1,500円
		副食代 (月額) 4,500円
延長保育料	延長保育に要する費用をご負担いただきます	契約の場合 月極め(30分毎) 1,580円/月 月10日以内(30分毎) 790円/月
		単発の場合 1回当たり(30分毎) 100円/30分
		開所時間外の保育 1回当たり(5分毎) 500円/5分
延長保育利用時の おやつ代・夕食代	延長保育時に要するおやつ代・夕食代をご負担いただきます	契約の場合 月極め おやつ 2,500円/月 夕 食 7,500円/月 月10日以内 おやつ 1,250円/月 夕 食 3,750円/月
		単発の場合 おやつ 150円/1食 夕 食 500円/1食
紙オムツ・紙パンツ代 (5種類の定額制) サブスクリプション	児童の使用量に応じて園側が料金設定し、ご負担いただきます	月額 3,000円～700円
トレーニングパンツ代 (貸出)	利用枚数をご負担いただきます (トイレットトレーニング期間)	50円/1枚
布パンツ代(買取)	利用枚数をご負担いただきます	300円/1枚
園外保育 (お泊り保育・遠足等)	交通費、入場料、利用料等の実費 のご負担をお願いします	実費
施錠システムカードキー (1枚目無償)	追加発行・紛失の際に、実費ご負担いただきます	1,000円/2枚目以降

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
帽子代（買取）	1才児以上は年齢別のカラー帽を使用しますので、初回請求（ご入園翌月）にご負担いただきます	キャップ（夏用）2,000円 ハット（冬用）2,000円
コットカバー代 （手作り可）	午睡用ベットの使用するシートです。初回請求（ご入園翌月）にご負担いただきます	1,500円／1枚
保育参加・参観時の 保護者給食代	保育参加で食された給食のご負担をお願いします	1食 300円

- 1 途中入退園や予め把握できる長期欠席等の理由により、利用日数が10日以下となる場合には、給食費（主食・副食代）を半額とする。（利用起算日は月初1日～月末までの月単位計算）
- 2 延長保育に係わる利用者負担は、横浜市延長保育料ガイドラインに基づき設定
- 3 サブスクによる紙オムツ・紙パンツ代は、自己都合欠・病欠に関わらず月額料金は発生します。また月途中での解約・返金・日割り計算はありません。